

福岡県公報

平成24年7月24日
第3414号

目次

告示(第1300号-第1320号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 1
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課) …………… 1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課) …………… 3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 6
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	

公 告

	(中小企業振興課) …………… 8
○建設業の取消し	(建築指導課) …………… 8
○社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成23年度経営状況の公表	(県営住宅課) …………… 8
	(保健衛生課) …………… 9
○意見募集の結果の公示	
教育委員会	
○福岡県指定文化財の管理団体の指定	(教育庁文化財保護課) …………… 9
公安委員会	
○指定講習機関の代表者の変更	(警察本部運転免許試験課) …………… 10

告 示

福岡県告示第1300号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市力武字坂本1128番1、1129番1、1131番1、1132番1、1132番2、1133番1、1133番2、1135番3、1135番9、1136番1、1137番1、1137番5から1137番7まで及び1137番10から1137番13まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅東一丁目1番14号
JR九州リテール 株式会社
代表取締役 本田 修一

福岡県告示第1301号

次の土地改良区が土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

定期発行日 毎週火金曜日
[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
[作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号
総務部行政経営企画課 社 会 式 株 式 有 限 公 司 野 久 印

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
飯塚市上相田土地改良区	平成24年7月11日

福岡県告示第1302号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 つどいの広場いづか

(2) 代表者の氏名

林 京子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市鯉田1666番地23号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、すべての子どもたちとその保護者に対して、子育て支援に関する事業を行い、こどもたちの健やかな成長に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1303号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 ふくおか自然・環境保護協会

(2) 代表者の氏名

豊田 謙二

(3) 主たる事務所の所在地

田川市大字伊田5131番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、健康で安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、自然環境の悪化と著しい自然循環機能の劣化に起因した様々な社会的荒廃とその解決に向けた広域的かつ継続的な取組みが希求されている現状を踏まえ、資源リサイクル並びに環境保護にかかる啓発及び提案事業、食品残さ及び畜産廃棄物等生物系廃棄物の資源化及びリサイクルシステムの調査研究事業及び地産地消の拡大及び未利用資源等の有効活用推進に向けた提案・企画・アドバイザー事業等を行うことにより、安全で真の豊かさの実感できる地域づくり、まちづくりの形成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

久留米	県道	久留米 浮羽線	前	うきは市吉井町江南69番2 先から うきは市吉井町江南918番 5先まで	6.6 ～ 10.5	47.0
			後	うきは市吉井町江南69番2 先から うきは市吉井町江南918番 5先まで	10.0 ～ 12.0	

福岡県告示第1305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年7月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米 浮羽線	うきは市浮羽町朝田198番1先から うきは市浮羽町朝田154番1先まで

福岡県告示第1306号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

- 指定する区域
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原980-1外
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号）

第2条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定による廃止の届出があった一般廃棄物の最終処分場に係る埋立地

福岡県告示第1307号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
北九州市小倉南区大字朽網3856の228、3856の230
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1308号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所

朝倉市秋月野鳥字屋敷裏817-1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1309号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市千手字谷口47から49まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1310号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町妹川字篠振2132の2、字笹野2133の1、2133の2、字鶴登ノ上2190の2、字今屋敷2275、字下尼ヶ瀬2377の1、2377の2、2389の10

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1311号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村大字小石原鼓字湯ノ谷2278の3、2294、字鶴2342の1、字釜床2493の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1312号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
うきは市浮羽町妹川字南ミシケ3313の2、3313の4、3313の5、字魚カエリ3321、3324、3331の2、字重虎3334、3336
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1313号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市佐田字古屋敷1499、1501の1、1504の2、1537、字大城3650の3、3652の2、3662、3754の1、3615の2・3615の3・3631・3643・3652の1・3652の3・3750（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、字藪3982の6
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1314号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
北九州市小倉南区大字道原字河内1666の2・1668（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1315号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
北九州市小倉北区南丘三丁目957の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1316号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和51年10月13日農林省告示第949号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び福

岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1317号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第1工区）田川郡大任町大字今任原字六反田53番2、53番5から53番7まで、53番9、54番3、54番4、55番2、55番3、55番5、87番10から87番12まで、87番16及び87番19、字別所浦74番3、76番2から76番4まで、77番2から77番6まで、78番2、78番3、78番5、78番6、79番2から79番4まで、80番4から80番6まで及び81番2並びに字高見尾10番8から10番11まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

田川郡大任町大字大行事3067番地
大任町
町長 永原 譲二

福岡県告示第1318号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年7月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 つばさ福祉会

(2) 代表者の氏名

坂田 茂男

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女市吉田1711番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者ならびに障害児に対して、障害者自立支援法に基づく事業や障害および療育に関する相談支援事業などを行うとともに、地域住民に対しても障害者ならびに障害児への理解を促進させるための啓発活動を行うことで、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1319号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年7月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ゆには市民ネットワーク

(2) 代表者の氏名

保坂 恵美子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市御井町1635番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々に対して、大学と地域の連携を通して多世代交流と地域の歴史・文化の発掘と継承に関する事業を行い、健康生きがいのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1320号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 GRAND MALL

(2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目13番1号ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公 告**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成24年7月10日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有田産業株式会社	中間市長津3-18-3	有田 雄二	平成21年8月20日 福岡県知事許可(般-21) 第92915号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

有田産業株式会社及び同社の代表取締役は、建設業法第47条第1項第3号及び同法第53条第1号に該当するとして、平成24年6月1日小倉簡易裁判所から、それぞれ罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことは同法第29条第1項第2号及び第5号に該当する。

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成23年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	679会員
加入戸数	907,205戸
共済委託契約金額	8,126,950,032千円
火災共済掛金	1,009,203千円
被災戸数	190戸
火災共済給付金	219,653千円
特定給付金	13,040千円
復興建築助成戸数	81戸
復興建築助成金	30,478千円
住宅災害見舞戸数	5,236戸
住宅災害見舞金	394,380千円
住宅防火施設整備補助会員数	137会員
住宅防火施設整備補助金	69,099千円

2 貸借対照表（平成24年3月31日現在） （単位：千円）

I 資産の部	
1 流動資産	610,695
2 固定資産	
(1) 特定資産	
①異常危険準備金資産	3,015,659
②その他特定資産	1,711,114
(2) その他固定資産	483,347
資産合計	5,820,815
II 負債の部	
1 流動負債	963,511
2 固定負債	3,117,524
負債合計	4,081,035
III 正味財産の部	
正味財産合計	1,739,780
負債及び正味財産合計	5,820,815

公告

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則案について、平成24年4月19日から平成24年5月18日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたが、原案から下記のとおり変更して公布しましたので、公表いたします。

平成24年7月24日

福岡県知事 小川 洋

1 変更点と変更の理由

	変 更 点	変 更 の 理 由
1	第7条第4号に「第2号に規定する営業のうち、生食用食肉の加工又は調理を行うものにあつては、」を追加したもの	第7条第4号の記載を要する申請者を明確化するために追加したもの

2	第7条第5号の「主要原材料」を「主要原料品」に、「製品名」を「製造品名」に、「原料名、配合分量及び」を「原料品名及びその配合分量並びに」に改めたもの	第10条第5号との整合性を図るため語句の見直しを行ったほか、必要な語句の整理を行ったもの
3	第10条第2項を削除したもの	原案の第10条第2項に規定していたものを第10条第1項に取り込み、整理することで、内容を明確化したもの
4	第10条第5号の「追加又は変更しようとするとき並びに原料品名又はその配合分量及びその製造方法」を「追加し、若しくは変更しようとするとき又は原料品名及びその配合分量若しくは製造方法」に改めたもの	必要な語句の整理を行ったもの
5	附則第2項及び第3項の一部を改めたもの	必要な語句の整理を行ったもの
6	変更届（様式第7号）の語句を改めたもの	変更届（様式第7号）を事前の届出の手續に対応させるため、語句の整理を行ったもの

2 公布日

平成24年6月29日

3 問合せ先

保健医療介護部保健衛生課食品衛生係

電話：092-643-3280

メールアドレス：hoeisei@pref.fukuoka.lg.jp

教育委員会

福岡県教育委員会告示第10号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第39条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる記念物の管理団体として、それぞれ同表右欄に掲げる地方公共団体を次のように指定する。

平成24年7月24日

福岡県教育委員会

左 欄		右 欄
名 称	指定告示	地方公共団体名
花立山穴観音古墳	平成19年2月5日 福岡県教育委員会告示第5号	小郡市
岩屋・遠見ヶ鼻の芦屋層群	平成24年3月26日 福岡県教育委員会告示第7号	北九州市

公安委員会

福岡県公安委員会告示第207号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成24年7月24日

福岡県公安委員会

表中

西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1 西 谷 和 武	西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1
------------------------------------	-------------------------

を

西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1 南 雄 志 郎	西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1
------------------------------------	-------------------------

に改める。